

部落問題解決に向けた被差別部落民の当事者責任

日時 2015年5月29日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 住田一郎（人権問題研究室委嘱研究員）

全国水平社結成後、部落解放運動の歴史ははや90余年が経過した。部落差別をめぐる状況は90年に及ぶ被差別部落住民とそれに連帯する数多くの人びとによる共同の営みによって大きく改善されてきた。特に、69年の『同和对策事業特別措置法』（以下「特別措置法」）下、33年間（2002年3月末まで）の部落解放運動と連携した国・地方自治体による対策事業の実施は被差別部落に見られた、いわゆる「実態的差別」の解消に大きな成果をもたらした。残された課題として「心理的差別」への取り組みを指摘し、2000年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。「特別措置法」の終結以後、すでに10数年が経過した、にもかかわらず、部落解放運動及び行政当局は部落問題をめぐる新たな状況に的確に対応できていないと私は考えている。

一つは、「差別をめぐる二つのテーゼ（いわゆる「朝田テーゼ」）、「ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしかわからない」（第一テーゼ）、「日常部落に生起する、部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」（第二テーゼ）を振りかざすことによって、結果的に被差別部落外の人びととの対話を拒否してしまう課題である。二項対立思考に依拠した、被害者から加害者への限らない加害責任の追及、ここからは対等な共同の営みは生まれない。

二つは、被差別部落の明示である。75年に発覚した『部落地名総鑑』が部落差別を商う意図を持ったものとしての糾弾を私も是認する。しかし、『部落差別』の可能性があると、歴史的・社会的客観的事実である被差別部落の地名を明示することを認めないべきなのか。被差別部落は一切封印されるべきものなのか。私は「エタであることを誇り得るときが来た」と謳いあげた水平社宣言に依拠し、人々との自由な対話を成り立たせるためにも被差別部落を、部落民の矜持として、開示すべきだと考える。

三つは、「和解」と「許し」を提起する被差別部落民側からの「寛容」の必要性についてである。90年に及ぶ部落解放運動は「寛容」を自らに課すところまで成熟してきていると私は考える。

以上、三点について、今公開講座では被差別部落民の当事者責任を問う立場から問題提起を行いたい。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、5月14日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。

第83回 10月23日（金）13：00～14：30「基幹相談支援センターの役割 ―障害のある人の地域生活を支える―」

第84回 11月27日（金）13：00～14：30「国境を越える女性の移動から見るグローバル化」（仮題）

会場は、尚文館 1階 マルチメディアAV大教室



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>